

太子町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第 5 号

太子町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太子町学校給食費に関する条例施行規則（令和 4 年規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 食当たりの学校給食費の欄中「252 円」を「293 円」に、「310 円」を「359 円」に、「239 円」を「275 円」に、「251 円」を「292 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。